■質問及び回答（３回目）

| № | 頁 | 項目 | 質問 | 回答 |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 13 | なし | 全体を通じて | 測量図があれば頂けますでしょうか。  また、当該敷地に関わる図面一式を、CADデータで頂きたく存じます。 | 参考となる図面として、回答13別紙１～６を掲載します。そのうち別紙１，２については、ＣＡＤデータも掲載します。また、回答19別紙も参照してください。 |
| 14 | なし | 全体を通じて | 当該敷地の地盤調査データを頂きたく存じます。 | ボーリングデータはありませんが、回答39別紙の図面に柱状図を参考に記載しています。 |
| 15 | なし | 全体を通じて | 防潮堤と耐震護岸以外の構造物について、撤去することは問題ないでしょうか。  例：敷地内の門扉など | 防潮堤と耐震護岸以外であっても河川管理施設については、原則、撤去はできませんが、事業予定者が策定する事業計画上、撤去を要すると考えられる構造物等がある場合は、河川管理者との協議が必要です。 |
| 18 | なし | 全体を通じて | ガス台帳上、敷地周辺の道路にガス本管が敷設されていないと思われます。敷設されている道路面より本管延長にてガス配管の供給が必要でしょうか。　またLPガスの採用は可能でしょうか。 | 必要なガス等のインフラ設備については、事業予定者の責任と負担で供給事業者等と協議の上、検討してください。 |
| 19 | 要項  P９ | 第1　事業の概要  ４．事業区域の概要 | （１）事業区域の境界確定図をご教示願います。 | 堤内地の資料として、回答19別紙を掲載します。 |
| 20 | 要項  P９ | 第1　事業の概要  4.事業区域の概要 | 東南側に護岸に隣接している駐車エリア（事業区域外）について、将来大阪府にて整備する予定はありますか。予定がある場合、資料等をご教示願います。 | 現時点では、東南側の防潮堤に隣接している駐車エリアを大阪府が整備する予定はありません。 |
| 22 | 要項  P10 | 第1　事業の概要  ４．事業区域の概要 | （４）接面道路と記載がございますが、建築基準法上認められた接道と解釈してよろしいでしょうか？また、大阪市有地に関して、現在、占用許可等をとられている場合、申請書等をご教示願います。 | P10に記載のとおり、４ｍ以上の市道に接道していますので、建築基準法上認められるものと認識しています。  また、府は大阪市と市有地の一部について土地の使用貸借契約を締結し、30年間更新（毎年度更新）のうえ、その間の事業予定者の通行使用を認める予定です。 |
| 23 | 要項  P10 | 第1　事業の概要  ４．事業区域の概要 | （４）事業区域との間に大阪市が所有する土地は30年間通行可能でしょうか？  また、この土地の契約形態などはどのようなものでしょうか。 | 府は大阪市と市有地の一部について土地の使用貸借契約を締結し、30年間更新（毎年度更新）のうえ、その間の事業予定者の通行使用を認める予定です。 |
| 24 | 要項  P10 | 第1　事業の概要  ４．事業区域の概要 | （５）インフラについては船着き場の整備に合わせて整備可能か、もしくは整備されるものはありますか？ | 事業予定者が電気、ガス等の供給設備の整備を、船着場の整備に併せて実施する場合は、大阪府と協議した上で、河川管理者や船着場整備工事の受注者との協議が必要です。  　なお、府が電気、ガス等の供給設備を整備する予定はありません。 |
| 25 | 要項  P10 | 第1　事業の概要  ４．事業区域の概要 | （５）各インフラ設備が無となっておりますが、既存引込が無いものは前面道路等からの新規引込が必要と考えて良いでしょうか。 | P10に記載のとおり電気、ガス等の供給設備はありませんので、事業予定者が必要とするインフラ設備については、事業予定者の責任と負担で供給事業者等と協議の上、工事を実施してください。 |
| 26 | 要項  P10 | 第1　事業の概要  ４．事業区域の概要 | （５）敷地西側の接面道路あたりに給水メーターBOXがありましたが、既存利用は可能でしょうか。 | 給水メーターBOXが利用できるか否かは不明です。事業実施に必要なインフラについては、事業予定者の責任と負担で供給事業者等と確認・協議の上、利用を検討してください。 |
| 27 | 要項  P10 | 第1　事業の概要  ４．事業区域の概要 | （５）インフラは引込ルートですが、提内地に接している西側又は南側の接面道路からの引込を基本として考えて良いでしょうか。 | 接面道路からの引込は構いませんが、実施に当たっては、事業予定者の責任と負担で供給事業者等と協議の上、工事を実施してください。 |
| 29 | 要項  P11 | 第2　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件 | （１）『ただし、事業区域（陸地）と連続する設定』とありますが、具体的な例として、どのような設定を想定されているかご教示願います。 | 事業予定者が使用する水面の範囲は、必ず、事業予定者が使用する陸地の範囲（＝事業区域（陸地））と接するようにしてください。（対岸の水面など、事業区域（陸地）から離れたところにある水面の使用はできません。） |
| 32 | 要項  P11 | 第2　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件 | （４）現在府が把握している地下埋設物の規模、内容について、図面等の資料の開示をお願い致します。 | 現在把握しているものについて、回答32別紙を掲載します。  なお、大阪市所有の埋設管等については大阪港湾局との協議が必要となります。 |
| 33 | 要項  P11 | 第2　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件 | （４）防潮堤に安治川水門の電源施設と通信ケーブルが設置されているため、とありますが、図面等具体的な資料をご提示願います。 | 回答33別紙を掲載します。 |
| 35 | 要項  P11 | 第2　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件 | （５）一般係留にかかる桟橋等設置の為に、既存護岸にボラード、H鋼等の構築物を設置することは可能でしょうか。  また入り彫り内に上下架装置設置の際に、既存護岸を切り下げスロープ状もしくは、敷地内に切り込みを入れることは可能でしょうか。 | 防潮堤及び耐震護岸等の河川施設は、移設、撤去、加工等いかなる変更もできません。  　また、建築物の基礎、敷地造成、水道・下水道・電気工事等の供給設備工事以外の目的による土地の掘削は認めません。 |
| 36 | 要項  P11 | 第2　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件 | （７）入堀内に船舶を上架（つり上げて船体を水から出す）させて、敷地内に停泊させても宜しいでしょうか？ | 船舶上下架施設（斜路を含む）については、「河川敷地占用許可準則」（以下「準則」という。）第二十二 ３ 五に占用の許可を受けることのできる施設として規定がありますので、河川管理者が都市・地域再生等利用区域を指定するなど、必要な手続きがなされれば河川法上は設置可能となります。  　ただし、荷重制限等や建築基準法その他の法律に基づく設置可否判断は、河川管理者や当該法律等の所管部局との協議が必要です。 |
| 37 | 要項  P11 | 第2　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件 | （７）入堀内に電気の引込柱を建てることは可能でしょうか。 | 河川管理上は、防潮堤及び耐震護岸等の河川管理施設に影響のない範囲で引込柱の設置は可能と考えますが、実施に当たっては、河川管理者や供給事業者等との協議が必要です。 |
| 38 | 要項  P11 | 第2　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件 | （７）湛水の可能性とありますが、時期、頻度等具体的な指標をご教示頂けませんでしょうか。 | 過去10年間（平成24年度～令和3年度）のデータによるとでは、入堀部の湛水を推察させるような水位（概ねOP+3.0m)はみられませんでしたが、入堀部の湛水の頻度等については、降雨、潮位、台風や津波の来襲といった自然現象等に依存するため、今後の入堀部の湛水の可能性を排除したものではありません。 |
| 39 | 要項  P11 | 第2　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件 | （７）平成２２年度から２３年度にかけて実施された埋立て工事の施工、とありますが、内容及び竣工図の提供をお願い致します。 | 竣工図書がないため、参考として設計図書（平面図、護岸工標準断面図）を掲載します（回答39別紙）。  なお、現況については、回答13別紙を参照してください。 |
| 40 | 要項  P11 | 第2　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件 | （７）軟弱地盤安定工シートとありますが、具体的に採用された仕様、範囲が分かる資料をご提供願います。 | 竣工図書がないため、回答39別紙を参照してください。 |
| 41 | 要項  P11 | 第2　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件 | （７）軟弱地盤安定工シートとありますが、改変の協議についてはインフラ掘削部分にも影響あると考えて良いでしょうか。 | 軟弱地盤安定工シートは、入堀部の埋立工事時に、施工性の確保や工事の円滑化を図るため、概ねOP±0.0m付近に設置したものです。防潮堤及び耐震護岸等の河川管理施設に影響のないことが前提ですが、インフラ整備にあたって掘削等する場合は、当シートの取扱いについて河川管理者との協議が必要です。 |
| 44 | 要項  P13 | 第2　事業条件  ３．建築物等の施設の整備等に関する条件 | （５）防潮堤及び耐震護岸等に直接荷重をかけないようにとありますが、スロープ・階段などは設置してもよろしいのでしょうか。 | スロープ・階段を含め、原則として、防潮堤及び耐震護岸等に直接荷重をかけないようにしてください。 |
| 45 | 要項  P13 | 第2　事業条件  ３．建築物等の施設の整備等に関する条件 | （６）添付して頂いている「一般標準図」ですが、敷地内での鋼矢板及びタイロッドの平面配置を確認させて頂きたいため、配置平面図をご教示ください。 | 鋼矢板及びタイロッドの平面配置図はありません。 |
| 49 | 要項  P14 | 第2　事業条件  ４．その他の施設の整備等に関する条件 | （３）石碑等の歴史遺産について、展示場所を移設することは可能でしょうか。  可能な場合、場所等の何らかの制約・指定があればご教示ください。 | 石碑等は、来場者が気軽に見学することができるよう展示場所の移設などについて検討してください。  　石碑の所有者との協議・調整など、募集要項に記載している内容以外に現時点では特段の制約や指定はありません。 |
| 51 | 要項  P15 | 第2　事業条件  ５．施設等の管理に関する条件 | 敷地内での火器使用は可能でしょうか。 | 直火等、河川管理施設に影響を及ぼすものは認められません。また、実際の火気の使用にあたっては、消防署等関係機関と協議をしてください。 |
| 56 | 要項  P15 | 第2　事業条件  ５．施設等の管理に関する条件 | 大阪府が整備する船着場について、  ①利用料の価格は何方が設定するのでしょうか。事業者が設定してよろしいでしょうか。  ②船着場の利用料は事業者の収益と考えてよろしいでしょうか。  ③船着場の使用料等の、事業者が大阪府に対して負担する費用は発生しないと考えてよろしいでしょうか。  ④船着場の維持管理についての費用分担等の規定はあるのでしょうか。 | 1. 府が整備する船着場等については、回答６別紙「公設船着場に係る維持管理協定書」（以下「維持管理協定書」という。）に基づき、府に代わって事業予定者が管理運営を行っていただきます。このため、船着場等の利用料は設定できません。ただし、船着場等の維持管理に充当するため、船着場等の使用者から管理運営協力金を徴収することができます。管理運営協力金を徴収する場合は、募集要項第２　５．（４）に示すとおり「公共船着場使用のしおり」（募集要項別紙６）に定める金額を上限に、事業者が決定します。 2. ①に記載のとおり船着場等の利用料は設定できません。なお、管理運営協力金を徴収する場合は、維持管理協定書第16条に基づき、事業予定者の収入となります。 3. 船着場等は、維持管理協定書に基づき、府に代わって事業予定者が管理運営を行っていただくことから、府に対する船着場の使用料は発生しません。 4. 船着場等は、維持管理協定書に基づき、府に代わって事業予定者が管理運営を行っていただくことから、維持管理にかかる全ての費用は事業予定者の負担となります。 |
| 64 | 要項  P16 | 第2　事業条件  ８．使用契約の満了日及び事業報告 | （１）施設の運営状況等について五年ごとに事業報告するとありますが、事業報告の様式などはございますか。 | 様式の指定はありません。過去に府審議会（「大阪府河川水辺の賑わいづくり審議会」（以下「府審議会」という。）に報告した資料については、以下のホームページで公表しています。  <https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/tokusyoku/nigiwai-shingikai.html> |
| 65 | 要項  P16 | 第2　事業条件  ８．使用契約の満了日及び事業報告 | ５年毎の府審議会においての審議について、具体的な審査項目・配点・提出方法等は定まっているのでしょうか。「継続不可」の意見となれば、賠償のない「契約解除」というのは、事業者側へのリスクが非常に大きいと感じますが、審議会と事業者間で協議する機会は設けていないのでしょうか。 | 府審議会における審査項目については、P17記載のとおりです。具体的な提出方法等は、その都度、大阪府（府民文化部）から指示を行う予定です。なお、配点はありません。  　府審議会は、大阪府(河川管理者)からの諮問について答申を行うもので、占用主体である大阪府（府民文化部）に対して、当該河川区域における賑わい創出や河川管理の視点で事業評価を審議しています。事業予定者は、府審議会から「継続不可」の意見を受けないよう、募集要項や事業提案の内容、協議会や関係機関の指導・意見の内容を踏まえた整備及び管理運営をお願いします |
| 70 | 別紙5 | 船着場等の整備内容 | 大阪府が整備される船着き場の設置位置など詳細について教えていただけますか。 | 府が整備する船着場の位置等については、詳細設計業務委託を令和５年２月に契約しており、今後、詳細の検討を進めますが、基本的な配置は、募集要項別紙５－１～４のとおりです。 |
| 71 | 別紙8 | 関係法令一覧 | 法令調査について、公募時の現在から関係部署と協議等の調査を着手しても支障ないでしょうか。また、各所管行政窓口には、当該事業公募上の協議先に設定されている事は周知されていると理解してよろしいでしょうか。 | 本府が事業実施のための関係機関との協議の時期を指定しませんので、提案に当たって提案される事業者が必要と判断されるのであれば、一般的な規制内容の確認等の範囲内で事前相談等を行ってください。  　なお、募集要項別紙８の関係窓口は、全て協議先に設定されていることを認識されている訳ではありません。 |
| 72① | 要項  P10 | 第１　事業の概要  ４．事業区域の概要 | 西側・南東側道路は建築基準法上の接道は何メートルですか？  無償ですか？ | 建築基準法の接道については、関係機関にご確認をお願いします。  　なお、図面から試算した間口は、西側約８ｍ、南東側約10ｍです。  府は大阪市と市有地の一部について土地の使用貸借契約を締結し、30年間更新（毎年度更新）のうえ、その間の事業予定者の通行使用を認める予定です。 |
| 72② | P11  P11 | 第２　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件  防潮堤に安治川水門の電源施設と通信ケーブルが・・・・・ | 埋設物に関する資料はありますか？  従前の建物についての図面・謄本等  電源施設・ケーブル部分の図面がありますか？  防潮堤・対岸施設に塗装をすることはできますか？（景観のため） | 現在、把握しているものについては、回答32別紙をご覧ください。  社会実験（平成27年から令和２年）を実施していた際の建物に関する図面として、回答72別紙１～３を掲載します。なお、謄本はありません。  　回答33別紙をご覧ください。（回答33再掲）  募集要項に記載のとおり、防潮堤及び耐震護岸等の河川施設については、いかなる変更もできませんが、河川施設の機能が維持され、かつ、維持管理（点検、補修等）が可能な範囲であれば、具体的な方法について河川管理者との協議により対応することは可能です。（回答３再掲） |
| 73① | P12 | 第２　事業条件  ２．土地及び水面の利用に関する条件  必要に応じて大阪市の文化財保護担当部と・・・・ | 必ず試掘をしなければいけないのですか？  文化財等出土した場合手続き等に時間がかかり完成時期に影響が出る場合はどうなるのか？  大阪府が造るバースとはどのようなものか？（図面があるのですか？） | 事業区域は周知の埋蔵文化財包蔵地に指定されておりませんが、例えば、大規模建築物の建設計画の事前協議などにおいて、関係機関（文化財保護担当部局）から指示があれば、その指示に従って対応してください。  埋蔵文化財が発見された場合は、基本協定書第17条及び使用契約書18条に基づき、疑義が生じた場合として対応することとなります。  募集要項別紙５－１～５－４を参照してください。 |
| 74① | P16 | 第２　事業条件  ７．土地及び流水面の使用等 | 夜間等閉鎖時間に起きた事故についての管理責任はどうなるのか？ | 夜間等閉鎖時間に限らず、原則として使用契約の対象となる土地及び水面で発生した事故についての管理責任は事業予定者の責任となります。 |
| 74② | P17 | 第２　事業条件  ８．使用契約の満了日及び事業報告 | 事業報告はどのようなものか  「継続可」にならない場合はどのような時か | 事業報告は、当該河川区域における占用主体である大阪府（府民文化部）に対して、当該河川区域における賑わい創出や河川管理の視点で事業評価を審議するために行うものであり、事業予定者は、審議に関連する事業内容や避難等安全対策の実施状況など、大阪府（府民文化部）から指示する資料の提出をお願いします。  事業報告の具体的な内容は、過去に府審議会に報告した資料をご参照ください。（以下のホームページで公表しています。）  <https://www.pref.osaka.lg.jp/kasenkankyo/tokusyoku/nigiwai-shingikai.html>  また、府審議会での審議項目は、P17ア～エに記載していますので、これを意識した施設等の整備・管理運営をお願いします。  なお、継続可とならない場合としては、例えば、P17に記載している審議項目について賑わい創出に向けた取り組みが理由なく行われない場合や、河川管理の視点で関係法令若しくは占用方針等に違反し、指導等を受けても改善されない場合などが想定されます。 |
| 76 | 要項  P14 | 第２　事業条件  ４．その他の施設の整備等に関する条件 | 今般の中之島GATEサウスピアにおいては、事業概要に記載のとおり、海船と川舟の乗換えターミナルとしての位置づけ及び水上交通のネットワーク構築を目指すことが趣旨ではありますが、その一方で、サウスピアの立地等を勘案すると、舟運だけで継続的な集客を見込むことは難しいのではないかと思われます。  舟運事業のみだけではなく、陸からのアクセス、例えば主要駅からサウスピアを結ぶシャトルバス等を定期運行するなど、大阪府として交通の面での整備計画等はございますでしょうか。 | 現在、府において交通の面においての整備計画はありません。 |